

研究倫理教育プログラム履修状況報告に関するQ&A

項目	Q	A	備考
履修プログラム・教材	日本学術振興会のテキスト「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」(以下、グリーンブックという)はどのように利用したら良いですか。	AMEDでは履修方法を指定しておりません。講義形式、通読等、各研究機関で適宜ご対応ください。	
履修プログラム・教材	研究倫理プログラムの履修について、教えてください。 当研究機関ではAPRINのプログラムを履修することとていますが、今まではJSTからの研究受託が多いため必要となる履修項目が理工系のみになっています。AMEDからの研究受託に際して、理工系の履修以外に、医療系に関連する履修項目もあるのでしょうか。 また、5月末までに履修状況の報告が求められていますが、このときまでに履修を完了する必要があるのでしょうか。	AMEDでは履修プログラムを指定しておりません。 APRINのプログラムでは、責任ある研究行為の領域には共通単元の他、生命医学系があり、人を対象とした研究、動物実験の取り扱い等のカリキュラムが用意してあります(APRINのホームページから教材一覧でお確かめください。) 委託研究の領域に沿ったプログラムを履修していただければよいと思います。 履修内容についても貴研究機関で必要と判断されたもので結構です。 なお、提出期限の5月末日は、翌年の研究期間終了後のことであり、必ずしも研究開始前に履修する必要は無く、複数年度の研究期間のうち初年度のなるべく早い時期に履修していただければ結構です。	
履修プログラム・教材	研究倫理教育プログラム履修に関してお尋ねします。 APRIN eラーニングプログラム(CITI Japan)を受講する場合、履修対象プログラムは下記で間違いなご教示いただけないでしょうか。 JST事業受講者コース(1)(生命医科学系) ・単元「責任ある研究行為について/Responsible Conduct of Research_RCR」 ・単元「研究における不正行為/Research Misconduct_RCR」 ・単元「データの扱い/Data Handling_RCR」 ・単元「共同研究のルール/Rules for Collaborative Research_RCR」 ・単元「オーサーシップ/Authorship_RCR」 ・単元「盗用/Plagiarism_RCR」 ・単元「公的研究費の取扱い/Managing Public Research Funds_RCR」 受講コースや、単元に過不足などあればご教示ください。	AMEDでは、履修方法等に関しまして特に指定はしておりません。 各研究機関において不正の未然防止に必要とご判断いただいた内容で結構です。	
履修の対象者	参加者リストに掲載している研究支援員、技術員も履修対象ですか。	研究支援員等であっても、研究機関等が日本医療研究開発機構(AMED)の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する場合は履修を義務づけておりますが、各研究機関等で適宜ご判断いただければと思います。	
履修の時期	研究倫理教育は、研究期間の初年度以降適切に履修するとありますが、どの程度の頻度で履修すれば良いですか。	国のガイドライン(「研究活動における不正行為等への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定))等において、研究機関においては、各研究機関における「広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する」とされており、国のガイドラインに基づく、各研究機関における運用と同等で差し支えありません。	
履修の時期	H30年度に採択された課題における研究倫理教育プログラムの履修についてお尋ねいたします。 研究倫理教育は、研究期間の初年度以降に履修するとありますが、当機関では、H28年度「研究機関が同等と判断したプログラム」(有効期間3年間)を先生方に受講いただいております。 また、研究費の使用、研究不正についての内容を含む公的研究費説明会を毎年開催し受講を確認しております。 「研究機関が同等と判断したプログラム」の有効期間内に上記の毎年開催の説明会を受講していれば、研究倫理教育プログラムを再度履修する必要はないでしょうか。	H30年度に採択された課題の研究倫理教育プログラムの履修につきましては、H28年度「研究機関が同等と判断したプログラム」(有効期間3年間)の履修に対して、毎年開催される研究費の使用、研究不正についての内容を含む公的研究費説明会が、「研究機関が同等と判断したプログラム」の履修を補完するものと位置づけられている場合には、有効期間の3年以内であれば毎年開催の説明会の履修をもって研究倫理教育プログラムを履修したとすることは問題ありません。	
履修の時期	公募要領の「6. 研究倫理プログラムの履修等」の(2)の履修対象者についてですが、研究協力者に海外の方を入れる予定なのですが、海外研究協力者もe-learning等の受講は申請時点で終了しておく必要がありますか。もしくは採択後に必要になるのですか。	研究協力者の研究倫理教育プログラムの履修につきまして、当機構では、事前の履修を申請の条件とはしておりません。公募要領にもありますように、履修時期は原則として、初年度の研究開発課題契約締結前まで、としております。	

項目	Q	A	備考
履修の時期	複数年を予定した研究事業の場合、年度により事業名および研究開発課題名は変わらないものの、課題管理番号は年度ごとに変更となり、また契約も年度ごとに新たに締結します。この場合、研究倫理教育プログラム履修状況報告書はその研究開発課題の初年度のみ提出で良いですか、あるいは年度ごとに課題管理番号の異なる契約単位で提出するのですか。	履修状況報告書の提出につきましては、公募により採択された年度(新規事業の初年度)のみ報告が必要です。 AMEDの課題管理番号は毎年度変更となります。原則として、16桁のうち、最初の2桁は年度(西暦下2桁)を表していますので必ず変わります。次の10桁は原則として変更はないはずで、後の4桁は変更されます。中間の10桁に変更無ければ継続事業と考えられます。したがって、課題管理番号の変更に関係なく、公募を経ないで引き続き翌年度に契約するものは報告書提出の対象ではありません。	
報告の対象者	再委託先の研究者についても、履修状況の報告をする必要がありますか。	再委託先であっても、履修報告の対象となる分担研究者がいる場合は、再委託先に履修状況を確認(確認の方法は問いません。)のうえ報告書に記載し、右端の「再委託」の欄に「○」を付して提出してください。	
報告書の提出	AMEDのホームページには、提出の際にはファイルの保存名として「課題管理番号_代表研究者名」(「18XX00000h0001_〇〇〇〇」)と記載しての提出すると記載ありますが、直接契約している分担研究者が複数おり、全てを取りまとめて提出する際にはExcelファイルの保存名は研究機関ごとの「課題管理番号」と「研究代表研究者名」を明記し、代表施設名を付けたフォルダ(ZIP)にて一括送信することで問題はないでしょうか。	研究倫理教育プログラム履修状況報告書はAMEDとの契約に基づいて提出いただくものです。このため、AMEDと直接契約している研究分担者は直接提出していただきます。この場合ファイル名の代表研究者は分担研究者としてください。また、再委託先の研究分担者は、研究代表者(委託元)が別紙1枚にまとめて提出していただきます。この場合は、ファイル名は研究代表者の課題管理番号としてください。なお、別紙の右端の「再委託」の欄に再委託先の研究分担者に「○」を付してください。	
報告書の提出	研究倫理教育プログラム履修状況報告書の提出について、報告書の取り纏め単位は、研究課題毎か、それとも機構との契約毎のどちらですか。AMEDと直接契約を行っている研究開発分担者の場合、契約をしている研究機関から直接AMEDへ提出するのか、研究代表機関でとりまとめてからAMEDへ提出するのかどちらですか。	研究倫理教育プログラム履修状況報告書は、代表研究者、分担研究者を問わず、契約ごとに作成し、契約先の研究機関から提出していただきます。なお、AMEDへの提出は、同一の研究機関で複数の契約がある場合は研究機関でまとめて提出していただく結構です。 AMEDと直接契約関係のない再委託先の分担研究者については、委託元の研究機関がまとめて提出することとしています。	
その他	APRIN e-ラーニング登録又はグリーンブックの購入等を、委託費に含めて良いですか。	直接経費は認められませんが、間接経費に関しては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成26年5月29日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に記載のとおり、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能です。	
その他	研究倫理教育プログラム履修状況報告書の提出にあたり、履修記録等(修了証等)の提出は必要ですか。	弊機構への提出は研究倫理教育プログラム履修状況報告書のみで結構です。履修記録等の提出は不要です。	
その他	再委託先からの研究公正に関する必要書類について、「利益相反管理状況報告書」のほか「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」も提出する必要があるかと質問を受けましたが、こちらも必要でしょうか。	再委託先につきましては、委託元の研究機関が履修状況を確認のうえ別紙様式に研究者を記入するとともに再委託の欄に○を記入することとしています。したがって、貴機関が再委託先の履修状況を確認する方法は問いません。再委託契約に基づく報告書については、AMEDの様式による報告書の提出は任意としています。	
その他	研究倫理教育プログラム履修状況報告書の提出にあたり、各研究者の履修状況を確認しましたところ、再委託先に履修を失念している研究分担者がいたため、報告書には「×」としています。本人には至急履修するように督促しました。その者が履修しましたら追加報告する必要があるでしょうか。	御理解のとおり、履修が確認できた時点で追加報告をお願いします。別紙には未履修であった研究者のみ記載し、ファイル名は当初のファイル名と同じものに「(追加報告)」と付記してください。	